

意見書

令和5年1月16日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 部会長 御中

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ
住 所 東京都千代田区永田町二丁目11-1
(ふりがな) かぶしがいいしやえぬていてどこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
いい もとゆき
代表取締役社長 井伊 基之

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」 答申(案)
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社NTTドコモ
けいえいきかくぶ りょうきんきかくしつ
経営企画部 料金企画室



該当箇所	当社意見
<p>7. 第二種負担金の在り方</p> <p>(4) 第二種負担金の算定の考え方について</p> <p>② 専用役務、閉域網通信、IoT サービスの扱いについて</p> <p>(ウ) 考え方</p> <p>専用役務や閉域網通信は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介した web 会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。</p> <p>また、IoT は様々な用途で用いられており、IoT 端末との通信に用いるサービスは、その多くが特定の通信先に向けた通信(閉域網通信)に限定されているケースであることが想定される。</p> <p>加えて、IoT 端末との通信に用いるサービスのうち、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいケースも想定され、第二種負担金を負担する「高速度データ伝送電気通信役務」に含まれるものとそうでないものの峻別には、制度の運用が複雑になるといった課題がある。</p> <p>そのため、当面の対応として、IoT 端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IoT サービスは大宗が閉域網通信を利用していることや、インターネットに接続するサービスであっても、低速度または低容量の通信であることを踏まえると、今回の制度整備による便益を享受されない可能性が高いと考えられるため、IoT サービスを第二種負担金の算定の対象としないと整理されたことに賛同いたします。 • また、IoT サービスの回線数を容易に把握できるという観点では、電気通信事業報告規則第 2 条第 1 項に基づき、様式第 11 等にて報告を実施している「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数を第二種負担金の算定の対象から除く案が考えられます。 • ただし、現状では、卸元事業者である MNO は、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の「MVNO の事業計画等に係る聴取範囲の明確化」の規定※により、卸先事業者である MVNO の当該契約数を把握しているものではありません。したがって、算定の対象としない IoT サービスの契約数を正しく把握するためには、「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数を把握する仕組みづくりが必要であると考えております。 <p>※MNO において MVNO から一般的に聴取に理由がないと考えられる事項の例示として、「MVNO の想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態」や「MVNO が移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画」等が規定されている。</p>

該当箇所	当社意見
<p>8. 利用者等への周知の在り方 等</p> <p>(1)利用者等への周知の在り方について</p> <p>(ウ)考え方</p> <p>利用者等への周知については、電話に関するユニバーサルサービス制度における事例を参考にして、利用者やブロードバンドサービス提供事業者に対して制度の周知を行うほか、交付金・負担金の金額等について、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等において Q&A 等を示して分かりやすく情報提供を行うことが適当である。</p> <p>また、利用者保護の観点から、負担事業者等が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法については、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」等を参考にすることが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制度運用開始にあたり、制度の趣旨・目的や国民全体の負担額等について、事業者はもとより国からの、国民・利用者に対する丁寧な周知・説明が必要になると考えており、この点、総務省と支援機関が連携して、わかりやすく情報提供を行う方針が示されたことについて賛同いたします。当社としても、利用者に対する丁寧な周知に取り組んでいく考えです。